

手話による情報支援について

地域生活支援事業とは

いろいろな場所で手話による情報支援が行われています。

障害者総合支援法に基づき、全国の市町村は10ある「地域生活支援事業」を必ず実施する必要があります。その中の「意思疎通支援事業」については、手話通訳資格者として「手話通訳士」、「手話通訳者」を規定しており、実際の通訳業務には、どちらかの資格が必要であるということが分かります。

そして、地域生活支援事業には、日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成・研修する目的の「手話奉仕員養成研修事業」もあります。

手話による情報支援を担う人

「手話通訳士」、「手話通訳者」、「手話奉仕員」といった「通訳」と呼ばれる方々は、様々な研修や試験を経て、通訳業務に当たっています。

手話通訳士：政見放送や裁判など、専門性の高い重要な場面において手話による通訳をすることが認められた者。厚生労働省の手話通訳士試験（手話通訳技能認定試験）に合格した者。

手話通訳者：手話による通訳に関し、専門的な技術・知識を有する者。県及び一部の市が実施する手話通訳者養成研修を修了し、手話通訳者全国统一試験に合格した者。

手話奉仕員：手話により一般的な挨拶や簡単な日常会話ができる者。市や町が実施する手話奉仕員養成研修を修了し、登録した者。

県や市では、手話に関する研修を年間を通して行っています。手話通訳者、手話通訳士は、研修に出席し、かつそれぞれの試験に合格して資格を取得します。この資格で通訳業務を行うことができるまでには5～10年ぐらいかかるという話もあります。最も難関の手話通訳士試験は、例年10%～30%の合格率でしたが、昨年度は2.1%とかなりの狭き門となっています。手話奉仕員は、80時間の講座受講により登録されます。

検定試験

手話通訳に携わる資格とは別に、手話の「力」を認定する試験もあります。現在は、全国手話研修センターが行っている「全国手話検定試験」と、NPO法人手話技能検定協会が行っている「手話技能検定」の2つがあります。それぞれコミュニケーション能力に合わせて1級～5級（6・7級：技能検定のみ）までの試験を受け、合格するとその等級が認定されます。

それぞれ教材もあり、手話を学習する方法の1つとして取り組みやすいものであるといえるでしょう。

この記事は、厚生労働省、愛媛県、松山市社会福祉協議会、全国手話研修センター、聴力障害者情報文化センター、全国手話検定事務局、手話技能検定協会、全国手話通訳問題研究会のHPを参照、引用し作成しました。



特集:教育相談の記録から …

学校における「合理的配慮の提供」と英語リスニングの問題

先日、地域の小学校に通っている難聴児の保護者の方9名と「英語のリスニング」について、学習会のような形で教育相談を行いました。聴覚障がい教育の英語学習に関する実践においては何年も前から検討され、身近な話題であるにも関わらず、具体的な配慮の方法は余り耳にしません。そういう経緯もあり、今回、障害者差別解消法の「合理的配慮の提供」の一つとして改めてこの問題を考えてみました。

1 合理的配慮の基本的な考え

国公立の学校にとって合理的配慮の提供は「義務」です。

本人や保護者が合理的配慮の提供を受ける為には、保護者の側から意思表示をする必要があります。

一人一人の聞こえ方が違うように、配慮するポイントも違うということを念頭に置き、提供を受ける上では、学校と保護者が話し合う必要があります。また、この配慮は、子供の成長やニーズの変化により、変動することもあるでしょう。1つの方法に固執することなく、様々なやり方を試すことも必要ではないかと思えます。

2 リスニング時の具体的な配慮

「聴覚補償」だけでなく「情報保障」が基本です。

リスニングは、聴覚系からの入力による問題提示になりますので、本人の聴力や聞こえ方に合わせ入力の条件を整えていくことが基本です。但し、聞くことが難しい場合は視覚系からの入力（テロップ、文字）のような代替手段による方法も可能であるとされています。

3 留意すべき点

申請する配慮には根拠が、根拠を裏付けるには取組が必要です。

英語のリスニング時の配慮に関する問題は、筑波技大等で20年前（あるいはそれ以上？）から研究されており、その成果は英検（英語検定試験）の特別措置にも反映されているようです。

《参考：英検の特別措置対応（聴覚障がい者）》

聴覚	障害程度等級が6級以上の聴覚障がい者	テロップ リスニングテストを音声でなく文字で映し代替とします。 ※機器はDVDプレイヤー・テレビモニターを使用のこと(パソコン再生不可)	別室	DVDは放送の1.5~2倍	筆談 面接委員からの指示や質問はフラッシュカード(FC)で示されます。受験者は、リーディングについては自ら発話。Q&AについてはFCを見て質問に対する応答を英文で書いて答えます。	応答記入時間を設定(級・設問ごとに異なる)	●補聴器等の使用
		強音放送 リスニングテストを別室にてボリュームを上げて聞きます。	別室	通常	FC+口話 面接委員からの指示や質問はフラッシュカード(FC)で示されます。受験者は、リーディングについては自ら発話。Q&AについてはFCを見て質問に対する応答を口頭で行います。	フラッシュカード提示のため通常時間より長くなる	
	上記以外の難聴者	座席配置 スピーカー近くに座席を配席して受験します。	一般同室	通常	大声 通常通りの面接を行います。聞こえ具合を考慮し、面接委員からの質問や指示を大きめの声で行います。	通常	

特集:教育相談の記録から …

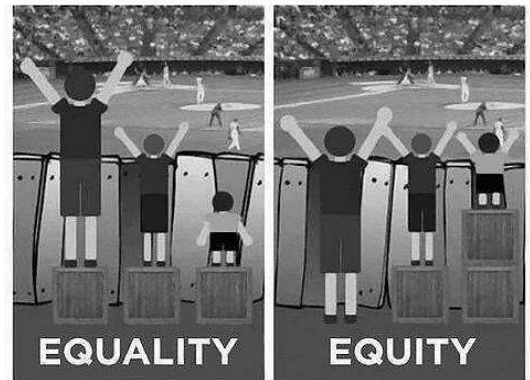
学校における「合理的配慮の提供」と英語リスニングの問題(続き)

最終的に聴覚障がいを理由として、リスニングの試験が「免除」されることもあると考えられますが、その場合も、免除するための根拠（日頃の取組やその結果）が必要であるということになります。

この日の「学習会」を終え、参加された保護者の方々から、様々な感想を伺うことができました。以下、ある保護者の方の感想です。

聞こえにくい子どもたちが、どういう条件だと聞こえる子どもたちと同じスタートラインに立てるか、平等と公平は違う、ということが心に残りました。自分はどの支援ならできるかを知っておく必要があるので、今回は英語のリスニングに焦点を当てましたが、英語に限らず、様々な場面で自分に合う支援を見つけておく（試しておく）必要性を感じました。英語のリスニングをテロップで流しているのを見せてもらいましたが、私は字が揺れて見え、とても見づらかったです。長文になると酔いそうな感じでした。ある程度静止した状態を保って次の文に切り替えるなど、工夫が必要と感じました。高校受験では、どこの学校を受けることになっても、同じ質で試験ができるようになって欲しいと感じました。

平等と公平は、今年参加したある研修会で、前の文部科学省の調査官（現東北福祉大学教授）である大西孝志先生に紹介して頂いた言葉で、右の絵で説明されます。左が平等で、3人には同じ台が与えられています。右は公平（EQUITY＝公正と訳している場合もあります）で、身長に応じて与えられる台が異なります。全員が同じ身長なら「平等」で問題はありますが、人は元来違うものであり、その違いが障壁となる場合があります。そのため、同じ台が与えられるだけでは、参加できない（野球観戦ができない）人が出てきます。このため、「公平」な状態を作るため個に応じた配慮を行う必要があります。これが



「合理的配慮」であるといえます。高校入試等での特別措置は、難聴児に対する日頃の配慮の延長上にあると考えることができます。東京都の都立高校入試では、左の表のような特別措置の申請ができます。

この記事は、日本英語検定協会HP、難聴児・生徒理解ハンドブック、その他筑波技術大学松藤先生の研究発表や平成27年度愛媛LD研究会記念講演資料等を参考に作成しました。また、愛媛県難聴児を持つ親の会会報より一部を転載しました。

- ◇ 英語リスニング問題について
 - ◇ 座席位置の配慮
 - ◇ 別室にて音量拡大
 - ◇ ビデオのテロップ
 - ◇ 代替問題（紙に書いたもので代替）
- ◇ リスニング以外について
 - ◇ 座席位置の配慮
 - ◇ 注意事項等の伝達方法
 - ◇ 補聴器の使用
 - ◇ 面接（集団・個人）の方法
- ◇ その他
 - ◇ 障がい特性故に習得が著しく不利な教科（聴覚障がい児の場合は「音楽」）がある場合、内申書に印を付け、選考の際に配慮をしてもらうことができる。

聴覚測定室に補聴器特性検査装置が入りました！



昨年度末に17年間使用した補聴器特性検査装置が故障し、しばらくの間、補聴器の出力を調べたり、調整したりすることが充分にできない状態が続いていましたが、この度、新しい特性検査装置を購入しました。この機械を使用することで、より細かな補聴器の状態を知ることができ、補聴器の音がおかしい場合や出力不足が疑われる場合に検査をしたり、貸し出し用の補聴器や新規購入の補聴器の出力を比較したりすることができます。

ただ今、今年度第2回目の聴力測定を行っています。

本校の小学部以上の児童生徒は、全員、定期的に聴力測定を行います。現在、今年度2回目の聴力測定を行っています。小学部児童と中・高等部の重複障がいのある生徒は、自立活動（あゆみ）の時間を利用して、中・高等部のその他の生徒は、昼休みの時間を利用して実施します。測定の結果は、2学期末までに御家庭にお知らせします。結果に関すること、きこえの状態や補聴器について相談したいことがありましたら、担当の先生（小学部：久保、中・高等部：佐伯あ）までお尋ねください。

愛媛県視聴覚福祉センターから 毎年恒例の第22回文化祭の 案内が届きました！

日時は、11月23日（水・祝）の10時から15時です。ふれあいフェスティバルの他に、お茶席やバザー、食べ物販売もあります。ぜひ、お出かけください。なお、駐車場に限りがありますので、当日は公共交通機関を御利用ください。

第22回
愛媛県視聴覚福祉センター
文化祭
11月23日（水・祝）
10:00～15:00

ふれあいフェスティバル
■ 本館の部 (10:50～12:00) 2階ホール
■ 本館の部 (13:50～14:45) 2階ホール

お茶席
バザー
食べ物販売
DVD販売

編集後記

『みみちゃん』第72号をお届けいたします。昨年と同じ時期に発行した『みみちゃん』編集後記には、「急に寒暖の差が激しく…」と記していましたが、割合暖かいと感じていた10月中旬から編集を進めていくうちに、やはり発行日になると、昨年と同じような感じになってきた気がします。くれぐれも御自愛ください。また、今回ページを割いて特集した合理的配慮に関する記事ですが、内容について御指摘をいただくとありがたいです。具体的な情報をお持ちの方はお寄せください。現在は、障がいの程度や障がいの種別によって受けられる特別措置が決まることが多いのですが、ゆくゆくは障がいというくりではなく、一人一人のニーズ（困り感）によって決定される必要があるという話も聞いたことがあります。合理的配慮の考え方そのものも、時代とともに変わっていきそうな気がします。